

平成28年度 事業計画

児童養護施設 武田塾

1. はじめに

児童養護施設武田塾は、保護者による適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で養育し保護するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うとする社会的養護の理念に基づき、保護者のいない児童・虐待されている子ども、その他環境上養護を要する子どもを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための支援を行うことを目的としています。

具体的には、

① 家庭的養護と個別化

できるだけ家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく支援の「個別化」を進めます。

② 発達保障と自立支援

乳幼児期をはじめとする愛着関係の形成や基本的信頼関係の形成、子ども期の主体的な活動の支援をとおして健全な心身の発達を促し、社会生活に必要な基礎的な生きる力を養う支援を行います。

③ 回復をめざした支援

被虐待や不適切な養育環境で過ごしてきた子どもたちは、心の傷や深刻な生きづらさを抱えています。被虐待体験や家族との分離体験の傷つきの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアなどの治療的な支援を行います。

④ 家族との連携・協働

不適切な養育や虐待などの「安心して自分をゆだねられる保護者」がいない子どもたちにとって、親と共に成長できる喜びを体感し、持続できるような支えが必要です。そのためには親との信頼感が必須であることを自覚し、共に歩む支援を行います。

⑤ ライフサイクルを見通した継続的な支援と連携アプローチ

入所からアフターケアまで支援を継続し、育てられる子どもが、子どもを育てる親になっていく子育てのサイクルを考慮に入れた支援を行います。そのため、子ども家庭センターや市町村と連携するとともに、地域の子育て支援に取り組みます。

武田塾は、社会的養護の第一線機関として家庭養育の再構築を手助けし、専門的技量によりいっそう磨きをかけ、多岐に亘る困難な背景を持つ子どもの支援に取り組んでいきます。

2. 基本方針

- (1) 創設者、武田慎治郎氏の基本理念を貫き基本とします。
 - ①子ども（児童）と共に在る
 - ②家庭的雰囲気の醸成
 - ③子どもたちの生きる喜び、希望を引出す
- (2) 子どもの成長にじっくり関わり、時には対峙して、自分を認め、相手を認め、許し合い助け合いを育てます。
- (3) 子どもたち一人ひとりの成長過程を確認し、権利の主体として個別性を認め、自己決定できる力を育みます。子どもたちは、何らかの理由により社会的養護が必要であり「生活」「発達」「自立」を支援していくという認識の下、質の高い安全で安心できる生活環境を整え、社会の中で生きていくための生活力を育てます。
- (4) 心理的ダメージを持つ子どもたちに、温かく潤いに満ちた生活支援を行い、併せて施設の心理治療的課題に取り組めます。

3. 支援目標

【1】集団と個別支援

(1) 生活支援

- ①少人数規模の生活支援を推進するため環境の整備を進めます。

1階の愛着形成の幼児フロア、2階男子フロアの高校生ユニットケアと中学生及び小学生の生活エリア、3階の女子フロア、2か所の地域小規模施設など少人数規模の生活環境を整備し、小規模ケアを通し支援の個別化を行っています。

三郷町でのグループケア分園の開設のため、物件の確保と整備を進めます。
- ②自立支援計画に基づいた支援を行います。
- ③意思形成、意思疎通、自己決定できる力を育みます。
- ④集団の良さを活かした仲間づくりを進めます。
- ⑤他人への気配りや思いやりの心を育てます。
- ⑥基本的な生活習慣を確立し生活のリズムを身につけ自己抑制力を育てます。

(2) 学習支援

入所前の環境のからか子どもは学力が低く、学習の習慣が身につけていない傾向が多くみられます。学校生活を楽しく過すためにも、個々の子どもの学習支援に努めます。

- ①学習の習慣づけを図るため、中学生の民間学習教室の利用を継続します。
- ②小学生の施設内公文教室を継続し、基礎学力の習得を目指します。
- ③大阪教育大学学習ボランティアとの連携と協働を進めます。

(3) 食生活支援の充実

食事は子どもたちにとって楽しみであり、食事の場での団欒が気持ちをやわらげ親密な関係でのコミュニケーションの場であるとともに、生活のリズムを作ります。食生活を豊かにし、子どもの発育・成長に大きく関わるもので、身体的精神的健康の向上と維持に努めます。

- ① 家庭的な雰囲気の中での変化に富んだ食事の提供を行います。
フロアごとの家庭的雰囲気の食事の実施を段階的に進めます。
- ② 三郷ホームと勢野北ホームは、1 か月単位での食費代を使って子どもの意向や生活変化に応じた食事を提供します。
- ③ 子どもたちへの嗜好調査に基づいた献立、食品の選択を行います。
- ④ 季節感のある献立作りを行います。
- ⑤ 各年齢期に見合った食習慣の指導を行います。

(4) 余暇活動

職員は意図的に子どもが主体的に活動するのを支援し、子どもが活動を通じて様々な人と連携し協働するのを進めます。

- ① 拳闘部、フットサル、野外活動等をクラブ活動として取り組むのを支援します。
- ② ホーム合同、フロア、高校・中学・小学校、塾全体単位での活動を支援します。
- ③ 納涼祭などの地域への参加を呼びかけ、また子ども集団で地域の活動に参加します。

【2】子どもの権利擁護と自立支援

- ① 人権をテーマにした職員研修の実施と研修への参加を奨励します。
- ② 自分で考える力を育み、身についた判断力を活かせる支援をします。
- ③ 年齢ごとの性教育を行います
- ④ 学年ごとや、フロアごと話し合いの場においてみんなで考え発言することを支援します
- ⑤ 単独生活を経験させ、自立生活への課題を整理し支援のアセスメントを進めます。
- ⑥ 週末里親と職親での生活と労働での他人との協働体験の支援を進めます。
- ⑦ 地域社会活動による地域の大人との交流や同世代との相互関係によるアイデンティティの獲得のため、学校のクラブ活動や学校外の個別活動の機会を支援します。

【3】職員体制

- ① 現在、学童以上の職員配置が 5.5:1 を 4.0:1 の向け職員確保に努めます。
それに伴う、新規職員の研修やサポート体制により定着に努め、求人活

動を児童施設部会の就職フェスタや社会福祉人材センターと協働で進めます。

- ② 子どもの支援の職員体制は各フロア制とし、各階にリーダーを置き、主任の業務を補佐すると同時に構成メンバーのまとめ役として機能します。
- ③ 担当はフロア担当制を基本とし、さらに個別担当を敷くかどうかは子どもの特徴や集団のダイナミックスを考慮に入れて各フロアで決定します。
- ④ 研修（外部、法人・新人・職能・指導的職員研修）等による職員の資質向上と人材育成を図ります。

【4】関係機関との協働

社会状況や子どもの問題の複雑多様化を考えると、一機関だけ、一施設だけでの取組では効果が上がらない状況にあり、関係機関が協働する事が大切です。

- ② 子ども家庭センターとアセスメントや援助計画、自立支援計画に基づく支援の連携を行います。
- ③ 幼稚園～高校までの教育機関と連携・協働し、特に小中学校との密接に連携を重ねます。
- ④ 里親支援専門員を中心に子ども家庭センターとの連携での里親支援を行います。里親のファミリーホームと連携し相互に特色を生かし協働し、ファミリーホームの整備に活かします。
- ⑤ 塾支援者や保護者との交流を進めます。
- ⑥ 子どもや家族支援や権利擁護における法的な観点からの支援の充実のため弁護士と連携します。

【5】地域との交流と地域支援

- ① 施設は地域の中に在り、地域住民からの理解、協力の下に発展します。それと共に施設の持つ子どもの養育、親支援の力も地域へ提供し、地域発展に寄与します。
 - ・ 修学前児童の遊び場として地域交流ホールを提供します。
 - ・ 地域子ども会や青少年団体など子どもの健全育成活動団体と交流します。
 - ・ 地域の子育て支援、生活支援に取り組みます。
- ② 奈良県三郷町において民家を借り上げて開設した2ヶ所の地域小規模児童養護施設を運営するとともに、平成29年のグループケア分園の開設の準備を進めます。
 - ・ 家庭的な環境の中での養護を推進します。
 - ・ 社会的自立の促進に寄与します。
 - ・ 地域住民の方々との交流を通して社会の一員としての自覚を促します。
 - ・ 地域での生活を通してより豊かな社会性を身につけられるような支援を

行います。

- ・ディサービスや相談など地域の子育て支援に取り組みます。
- ・地域小規模ホーム間の連携と本体施設との連携体制の整備を進めます。

【6】子どもの安全対策

子どもの安全を第一に、防火設備・器具・避難設備等の法的点検、職員による点検も怠らず不良箇所は財源の許す限り速やかに改良します。

また、消防署と連携をはかり火災・震災を想定した防災訓練を定期的実施し子どもが安全で安心した生活ができるよう努めます。

- ① 自衛消防隊の組織的活動の確立。
- ② 月 1 回以上の避難訓練・防火訓練の実施。
- ③ 危機管理意識教育の確立と非常食の備蓄。
- ④ 緊急時対応力の向上に資する応急手当・救命処置の受講、習熟訓練を行う。
- ⑤ 危機管理体制の充実と確立。
- ⑥ 危険・危機にまつわる子どもからのメッセージを素早く取得し迅速な解決を図るとともに、ヒヤリハットによる危機管理意識を持った支援を行うとともに、職員全体で共有します。

3. 重点課題と展開

事業	内容と展開
子どもの権利擁護や自治組織や自主活動の育成	みんなの会、各フロアの会の充実をねらい、小・中・高生ごとの活動活性化を図り、意見箱も含め意見表明や自己決定など自立心の養成に努めます。
職員研修体制の確立とスーパービジョンの充実	外部、法人・新人・職能・指導的職員の研修体系を整備し計画的に実施します。基幹的職員の心理職員を中心に、子ども・家庭のアセスメントによる自立支援計画の作成、日々の生活での支援とセラピストとの連携、ケース会議等での見直しによる支援を進めます。
地域子育て支援の推進と社会貢献	子育てに関する専門性に基づいたノウハウ等を地域に向け提供し、子ども子育て支援を地域と協働で進めます。
家庭的養護・個別化の推進	三郷町でのグループケア（分園）の平成 29 年度開設の準備と共に、支援体制の検討を行います。